

○近江八幡市建設工事等競争入札参加者の選定に関する基準

平成25年7月12日

告示第147号

(趣旨)

第1条 この基準は、近江八幡市建設工事契約審査会規程（平成22年近江八幡市訓令第64号）に定める近江八幡市建設工事契約審査会又は業者選定会が、近江八幡市の発注する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務委託（以下「工事等」という。）についての契約に係る競争入札に参加する者の選定を行うことに関して必要な事項を定める。

(業者選定)

第2条 参加業者の選定は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 契約しようとする工事等に応じた経歴、資格及び許可
- (2) 業者の実施能力、手持ち工事等の量、技術者数及び経営状態からみた実施見込みの確実性
- (3) 工事等の成績

2 近江八幡市建設工事請負業者の格付けに関する基準（平成25年近江八幡市告示第146号）に基づき格付けを行う業種については、別表格付区分別請負工事標準額により、当該工事の設計価格に相応する選定区分の者から選定するものとする。

3 前項に対応する業者が少数であるときその他特に必要があるときは、施工能力があると認められる場合に限り、格付け区分の直近上位又は下位の区分から業者を選定することができる。

(応急又は特殊工事等)

第3条 特に緊急を要する工事及び特殊の技術又は機械を必要とする工事等については、前条の規定にかかわらず、業者を選定することができる。

(共同企業体)

第4条 大規模工事等については、工事の円滑な遂行と建設業者の施工能力の向上を図るため、共同企業体により工事を請け負わすことができるものとする。

付 則

この基準は、告示の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに改正前の近江八幡市建設工事等競争入札の選定に関する基準により行われた建設工事等に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

格付区分別請負工事標準額

	土木一式工事	建築一式工事
A	3,000万円以上1億円未満	1,800万円以上1億円未満
B	800万円以上3,000万円未満	1,800万円未満
C	800万円未満	